

国海総第113号

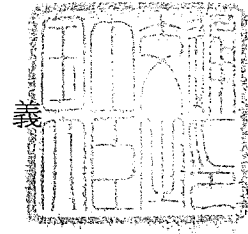
平成21年6月17日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第84号

船員労働安全衛生規則の一部改正について

諮問理由

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員労働安全衛生規則の一部改正について

第一 油に関する文書の備置き

船舶所有者は、油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第二号に掲げる油をいう。）を運送する場合にあつては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置くこと。

一 名称

二 荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあつては、その者。）の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

三 危険性又は有害性の要約

四 成分及びその含有量

五 物理的及び化学的性質

六 安定性及び反応性

七 人体に及ぼす作用

- 八 貯蔵又は取扱い上の注意
- 九 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項